

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第23号

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

瀬戸市事務分掌条例（平成17年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市長直轄組織及び部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。</p> <p><u>市長直轄組織危機管理課</u></p> <p><u>市長直轄組織まちづくり協働課</u></p> <p><u>市長直轄組織シティプロモーション課</u></p> <p>経営戦略部</p> <p>行政管理部</p> <p><u>地域振興部</u></p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p>(市長直轄組織の事務分掌)</p> <p>第2条 市長直轄組織は、社会情勢の変化に伴う課題に総合的かつ迅速に対応するため、<u>おおむね</u>次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>	<p>(市長直轄組織及び部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄組織及び部を置く。</p> <p>市長直轄組織<u>防災課</u></p> <p>経営戦略部</p> <p>行政管理部</p> <p><u>交流活力部</u></p> <p>市民生活部</p> <p>健康福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p>(市長直轄組織の事務分掌)</p> <p>第2条 市長直轄組織は、社会情勢の変化に伴う課題に総合的かつ迅速に<u>遂行</u>することを使命とし、<u>おおむね</u>次の事務を分掌する。</p> <p>(1)及び(2) &lt;省略&gt;</p>

(3) 市民協働の促進に関すること。

(4) 市民の自発的な活動及び交流の促進に関すること。

(5) シティプロモーションに関すること。

(6) 市政情報に関すること。

(経営戦略部の事務分掌)

第3条 経営戦略部は、都市の経営を戦略的に推進するため、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 市政の総合的な調整及び企画に関すること。

(3) 統計に関すること。

(4) 情報技術による政策推進に関すること。

(行政管理部の事務分掌)

第4条 行政管理部は、都市経営の基盤となる行政事務の品質を向上させるため、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(5) 人事に関すること。

(地域振興部の事務分掌)

第5条 地域振興部は、地域における経済活動、芸術文化及びスポーツの振興を促進するため、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 工業及び農林業に関すること。

(2) 商業及び陶磁器産業に関すること。

(3) <省略>

(4) <省略>

(経営戦略部の事務分掌)

第3条 経営戦略部は、戦略的な都市経営の推進をその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。

(1) <省略>

(2) 市政情報に関すること。

(3) 都市経営の統合的な企画及び調整に関すること。

(4) 人事に関すること。

(行政管理部の事務分掌)

第4条 行政管理部は、都市経営の基盤となる行政事務の品質向上をその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。

(1)から(4)まで <省略>

(交流活力部の事務分掌)

第5条 交流活力部は、都市の活力の根源となる市民活動及び交流並びに経済活動を促進することをその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。

(1) 商工業及び農林業に関すること。

(2) <省略>

(3) 市民の自発的な活動及び交流の促進に関すること。

(4) <省略>

<p>(5) <u>スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>(市民生活部の事務分掌)</p> <p>第6条 市民生活部は、<u>市民が安全かつ安定した日常生活を送る上で必要となる基本的なサービスを提供するため、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(健康福祉部の事務分掌)</p> <p>第7条 健康福祉部は、<u>福祉を推進し、子育てを支援し、及び市民の健康を増進するため、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>高齢者福祉及び介護保険に関すること。</u></p> <p>(3) <u>子ども及び子育てに関すること。</u></p> <p>(4) <u>保育に関すること。</u></p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(6) &lt;省略&gt;</p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第8条 都市整備部は、<u>社会資本を整備し、及び維持するため、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(市民生活部の事務分掌)</p> <p>第6条 市民生活部は、<u>市民が生活するうえで必要となる基本的なサービスの提供をその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(5)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(健康福祉部の事務分掌)</p> <p>第7条 健康福祉部は、<u>福祉の推進及び市民の健康を増進をその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1) &lt;省略&gt;</p> <p>(2) <u>介護保険に関すること。</u></p> <p>(3) <u>子どもに関すること。</u></p> <p>(4) &lt;省略&gt;</p> <p>(5) &lt;省略&gt;</p> <p>(都市整備部の事務分掌)</p> <p>第8条 都市整備部は、<u>社会資本の整備と維持をその使命とし、おおむね次の事務を分掌する。</u></p> <p>(1)から(4)まで &lt;省略&gt;</p>
--	---

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。